

○尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例

平成18年12月27日条例第62号
改正 平成28年3月9日条例第32号
改正 令和2年10月9日条例第40号

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例（昭和58年尼崎市条例第46号）の全部を改正する。

（この条例の目的）

第1条 この条例は、本市の区域（以下「市域」という。）内における遊技場及びラブホテルの建築等について必要な規制を行うことにより、子どもの心身の豊かな成長に資する学校等の教育環境（以下「教育環境」という。）及び市民が健康で生き生きと暮らすことができる生活環境（以下「生活環境」という。）を保全するとともに、良好な住環境の整備及び都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に掲げる営業（まあじゃん屋に係るものを除く。）又はゲームセンターその他同項第5号に掲げる営業の用に供する施設をいう。
- (2) ラブホテル 性的営みの相手方を同伴する客が専ら性的営みを行うために利用する宿泊等施設で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表第1各号に掲げる要件のいずれかを備えない宿泊等施設
 - イ 別表第2各号に掲げる要件のいずれかを備える宿泊等施設
- (3) 宿泊等施設 人に宿泊又は休憩（以下「宿泊等」という。）をさせる営業の用に供する施設で、次に掲げる施設以外のものをいう。
 - ア カプセルホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業（以下「簡易宿所営業」という。）の用に供する施設で、その全ての寝室（宿泊等のために利用者が独占的に使用する場所をいう。）が施錠することのできない専ら1人用の場所であるものをいう。）
 - イ 旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業の用に供する施設
 - ウ その他教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害するおそれがない施設として規則で定める施設
- (4) 規制対象施設の建築等 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 遊技場若しくはラブホテル（以下「規制対象施設」という。）の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）若しくはその部分の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）その他これに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物その他の物件（以下「工作物等」という。）の築造等で建築物の建築に相当するもの
 - イ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分の大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）、大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供するための工作物等の修繕若しくは模様替で建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するもの
 - ウ 規制対象施設の用に供するための建築物若しくはその部分又は工作物等（以下「建築物等」という。）の用途の変更

（禁止区域）

第3条 別表第3の左欄に掲げる規制対象施設の区分に応じ、それぞれ市域のうち同表の

右欄に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）内においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 規制対象施設の建築等

(2) 建築物等を規制対象施設の用に供すること。

2 規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、当該敷地の全部が禁止区域内に属するものとみなす。

3 第1項の規定は、次条第1項の同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の敷地が禁止区域内に属することとなった場合（前項の規定により当該敷地が禁止区域内に属するものとみなされた場合を含む。）における当該建築物等については、適用しない。

4 前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。

（規制対象施設の建築等に係る同意等）

第4条 市域のうち禁止区域以外の区域内において規制対象施設の建築等を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、市長の同意を得なければならない。

2 前項の同意を得ようとする事業者は、同意申請書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、事業者から前項の規定による申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、第1項の同意をしないものとする。

(1) 当該申請に係る事業者が第6条、第7条又は第8条（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反するとき。

(2) 当該申請が遊技場に係るものである場合にあっては、当該遊技場の用に供する建築物等の敷地が次条の規定に違反するとき。

4 市長は、事業者から第2項の規定による申請があった場合において、その規制対象施設の建築等が、教育環境若しくは生活環境の保全に著しい支障を生じさせ、又は良好な住環境の整備若しくは都市環境の形成を著しく阻害すると認めるときは、尼崎市住環境整備審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、第1項の同意をしないことができる。

5 市域のうち禁止区域以外の区域内においては、第1項の同意を得て規制対象施設の建築等が行われた建築物等を当該同意に係る規制対象施設の用に供する場合を除き、前条第1項第2号に掲げる行為を行ってはならない。

（遊技場の敷地の接道要件）

第5条 市域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）及び鉄道駅から250メートル以内の区域以外の区域内においては、遊技場の用に供する建築物等の敷地は、幅員12メートル以上の道路（建築基準法第42条第1項に規定する道路をいう。）に接していなければならない。

（建築等計画の概要等の事前公開等）

第6条 事業者は、第4条第2項の規定により申請を行う日の30日前までに、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、規制対象施設の建築等の計画（以下「建築等計画」という。）の概要、次条第1項の規定による説明会の開催の日時及び場所その他規則で定める事項を記載した表示板を、当該規制対象施設の建築等の予定地（以下「予定地」という。）周辺の住民の見やすい場所に掲出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により表示板を掲出した後、速やかに、当該表示板を掲出した事実を証する書面を添えて、当該表示板に記載された事項の内容を市長に書面により届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第7条 事業者は、前条第1項の表示板を掲出した日から14日を経過した日以後に、予定地周辺の住民に対し、建築等計画の内容の周知を図るための説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、第4条第2項の規定による申請の際、前項の規定により開催した説明会の結果を市長に書面により報告しなければならない。

(措置)

第8条 事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 遊技場にあつては、その利用者の利用に供する自転車駐車場で規則で定める基準に適合するものを確保すること。
- (2) 規制対象施設の外観及び規制対象施設に表示され、又は設置される広告物等（尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）第1条に規定する広告物等をいう。）については、予定地周辺の良い住環境等に配慮すること。
- (3) その他教育環境及び生活環境の保全並びに良い住環境の整備及び都市環境の形成を図るために市長が必要と認める措置

(規制対象施設の建築等の指導等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、規制対象施設の建築等又は規制対象施設の使用について必要な指導を行うことができる。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その規制対象施設の建築等の工事（以下「対象工事」という。）その他の行為の停止、その規制対象施設の使用の停止又はその規制対象施設の用に供する建築物等の改築、移転若しくは除却、当該建築物等を原状に回復することその他この条例の規定の違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第3条第1項又は第4条第1項若しくは第5項の規定に違反した場合におけるその違反に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主（建築基準法第2条第16号に規定する建築主をいう。）若しくは築造主（以下「建築主等」という。）、当該建築物等の工事施工者（対象工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自ら対象工事をする者をいう。以下同じ。）又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）
 - (2) 第4条第1項の同意に付した条件に違反した場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等
 - (3) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の同意を得た場合における当該同意に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、第4条第1項の同意を取り消し、若しくはその効力を停止し、若しくは当該同意に付した条件を変更し、又は相当の期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該命令を受けた者（以下「命令対象者」という。）が当該命令に従わないときは、当該命令及びこれに対する当該命令対象者の対応の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表（以下「違反公表」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、当該違反公表に係る命令対象者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 違反公表に係る命令対象者が意見を述べた場合においては、市長は、当該違反公表の際、当該意見の内容を併せて公表しなければならない。
- 4 市長は、違反公表を行おうとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 5 前項本文に規定する場合において、審議会は、その違反公表に係る命令対象者に対し、意見を求めることができる。

(報告の聴取等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規制対象施設の建築等を行おうとする者又は規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者若しくは所

有者等に対し、相当の期限を定めて規制対象施設の用に供する建築物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、規制対象施設の用に供する建築物等若しくはその敷地若しくは規制対象施設の建築等の工事現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会のその他の調査審議事項)

第13条 市長は、審議会に、第4条第4項並びに第11条第4項及び第5項の規定によりその権限に属させられた事項のほか、この条例の施行について必要な事項を調査審議させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第10条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

第16条 次のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第2項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(2) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第17条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項の同意の申請の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた同意（前項に規定する同意の申請に対して同日以後になされた同意を含む。）は、この条例の規定によりなされた同意とみなす。

(適用除外)

4 当分の間、この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に存する建築物等で改正前の条例第2条第1項第1号に規定する遊技場又は同項第2号に規定するラブホテル（以下「旧規制対象施設」という。）の用に供するもの（次号又は第3号に該当したことによりこの項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない行為に係る建築物等を含む。以下「既存施設等」という。）を同一の旧規制対象施設の用に供すること。

- (2) 既存施設等を除却した上で、規則で定める範囲内においてその同一の旧規制対象施設の用に供する建築物若しくはその部分の新築、改築その他これらに相当する行為又は規制対象施設の用に供する工作物等の築造等で建築物の新築若しくは改築に相当するものを行うこと。
- (3) 既存施設等についてその同一の旧規制対象施設の用に供するために規則で定める範囲内において建築物若しくはその部分の大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為又は工作物等の修繕若しくは模様替えで建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するものを行うこと。
- 5 前項の規定は、規制対象施設の用に供しないこととなった建築物等については、適用しない。

付 則（平成28年3月9日条例第32号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる建築物等（この条例による改正後の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第4号ウに規定する建築物等をいう。以下同じ。）については、改正後の条例の規定（改正後の条例第12条、第16条（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）及び第17条（改正後の条例第16条に係る部分に限る。）を除く。）は、適用しない。
- (1) この条例の施行の際現に存する建築物等のうち、この条例による改正前の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定するラブホテル（以下「旧ラブホテル」という。）の用に供しない建築物等で改正後の条例第2条第2号に規定するラブホテル（以下「新ラブホテル」という。）の用に供するもの
- (2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）に係る尼崎市住環境整備条例（昭和59年尼崎市条例第44号）第23条の規定による届出又は建築物若しくはその部分の修繕、模様替え等（当該届出に係る建築物の建築を除く。）若しくは工作物等（改正後の条例第2条第4号アに規定する工作物等をいう。）の築造等で建築物の建築、修繕、模様替え等に相当するものの工事の着手がなされた建築物等（施行日の前日において旧ラブホテルの用に供していたものを除く。）で、施行日以後新ラブホテルの用に供することとなるもの（前号に該当するものを除く。）
- 3 改正後の条例第4条第3項の規定は、施行日以後に行われる尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例第4条第2項の規定による申請（以下「同意申請」という。）に係る規制対象施設の建築等（改正後の条例第2条第4号に規定する規制対象施設の建築等をいう。）について適用し、施行日前に行われた同意申請に係る規制対象施設（改正前の条例第2条第1号に規定する遊技場又は同条第2号に規定するラブホテルをいう。）の建築等（同条第3号に規定する建築等をいう。）については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

- 5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

別表第1

- | |
|---|
| (1) 宿泊等施設が次に掲げる設備及び構造を全て備えていること。
ア 外部から内部を見通すことができる玄関で、営業時間中は、客が、施設の出入りの |
|---|

<p>ために、自由に通過することができ、かつ、原則として通過する必要があるもの</p> <p>イ 玄関帳場又はフロント（面接による受付その他の客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供する設備として市長が認めるものを有するものに限る。）</p> <p>ウ ロビー及び応接室又は談話室（簡易宿所営業に係る宿泊等施設（以下「特定簡易宿所」という。）にあっては、ロビー、応接室若しくは談話室のいずれかの設備又はこれらと同等の機能を有する設備として市長が認めるもの）</p> <p>エ 特定簡易宿所以外の宿泊等施設にあっては、次に掲げる設備</p> <p>（ア）会議、催物、宴会その他これらに類する用途に供する広間等の部屋</p> <p>（イ）食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付属して設けられる調理室</p> <p>オ その他規則で定める設備及び構造</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、特定簡易宿所のうち2以上の建築物等で構成されるもの（規則で定めるものに限る。）にあっては、同号アからウまでに掲げる設備並びに同号オに掲げる設備及び構造のうち規則で定めるものについては、少なくともこれらの建築物等のうちその1つの建築物等においてその全部を備えていること。</p> <p>(3) 第1号アからオまでに掲げる設備及び構造が規則で定める技術的基準に適合していること。</p>
--

別表第2

<p>(1) 宿泊等施設の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等、その敷地内に存する設備若しくは宿泊等施設に付属する門若しくは塀（これらの宿泊等施設の部分、設備等のうち外部から見通すことができる部分に限る。）又は宿泊等施設の内部のうち外部から見通すことができる部分において、休憩という文字又はその料金の表示その他の宿泊等施設を休憩のために利用することができる旨の表示があること。</p> <p>(2) 宿泊等施設における宿泊等客（宿泊等のために宿泊等施設を利用する者をいう。以下同じ。）のための出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他の宿泊等客の出入りを外部から見えにくくするための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 宿泊等施設に付属する自動車駐車場でその宿泊等客の利用に供するもの（以下「駐車場」という。）における車両のための出入口に、目隠しその他の駐車場内の車両を外部から見えにくくするための設備が設けられていること。</p> <p>(4) その他規則で定める要件</p>
--

別表第3

規制対象施設	区域
遊技場	<p>(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（以下「住居系地域」という。）</p> <p>(2) 住居系地域の周囲100メートル以内の区域（当該区域のうち商業地域内にあるものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。）</p> <p>(3) 学校、図書館、児童福祉施設、病院等及び公園等の敷地から250メートル以内の区域</p> <p>(4) 市長が別に定める通学路の側端から30メートル以内の区域</p> <p>(5) 規則で定める施設の敷地から250メートル以内の区域</p>
ラブホテル	<p>(1) 商業地域以外の区域</p> <p>(2) 商業地域内の区域であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校、図書館、児童福祉施設及び病院等の敷地から250メートル以内の区域</p> <p>イ 市長が別に定める通学路の側端から30メートル以内の区域</p>

備考

- 1 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（同条に規定する大学を除く。）をいう。

- 2 「図書館」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。
- 3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- 4 「病院等」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）をいう。
- 5 「公園等」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、尼崎市子ども広場の設置及び管理に関する条例（昭和44年尼崎市条例第8号）第1条に規定する子ども広場及び市長が別に定める広場、緑地その他これらに類するものをいう。